

千葉県卸売市場関係事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、事務処理の効率化に資することを目的として、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）、卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号。以下「政令」という。）及び卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号。以下「省令」という。）の規定に基づく申請、届出等の事務処理に係る事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、それぞれ法、政令及び省令に定めるところによる。

(認定事項等)

第3条 地方卸売市場における各種申請等の事項別の主体、必要となる様式の種類及び提出書類については別表のとおりとする。

(認定証)

第4条 知事は、法第13条第1項の認定をしたときは、別記様式第8号による地方卸売市場認定証を当該卸売市場の開設者に交付するものとする。

2 開設者は、前項の認定証を卸売市場内の見やすい場所に掲示するものとする。

(書類の経由)

第5条 法、政令及び省令の規定により、知事に提出しなければならない申請書等の書類は、当該卸売市場の所在地を所管区域とする農業事務所長を経由するものとする。なお、主として水産物の卸売を行う卸売市場にあっては、その所在地を所管区域とする水産事務所長を経由する。

附則抄

(施行期日)

1 この要領は、令和3年9月30日から施行する。

(経過措置)

2 法第13条第1項の認定を受けようとする開設者は、施行日前においてもこの要領の例により、その申請をすることができる。

(旧要領の廃止)

3 この要領の施行日の前日において施行されていた卸売市場法関係事務処理要領は、同日をもって廃止する。